

日本労働年鑑 第54集 1984年版
The Labour Year Book of Japan 1984

第三部 労働政策

IV 社会保障

4 社会福祉の動向

「市場福祉」原理の拡大

社会福祉における「生活自助」原則の一環として「受益者」負担の強化は、保育料の国基準化による大幅引き上げ、八〇年より始まった老人ホームの利用者本人の費用負担制度の導入とつづき、老人保健法の成立による公費医療の後退（一部負担制の実施）と並んで老人家庭奉仕員派遣事業、心身障害者（児）家庭奉仕員派遣事業において、「有料ホーム・ヘルパー」制が取り入れられた。これは、八一年一二月の中央社会福祉審議会「当面の在宅福祉対策のあり方について（意見具申）」による「買う福祉」時代到来の認知を受け、社会福祉サービスの分野で初めて具体化されたものである。こうした「有料」福祉サービスの実施される論拠としては、(1)従来の所得制限の廃止による対象の拡大、(2)対象者が十分に負担に耐えることなどが上げられている。こうした、公費負担による福祉サービスを一部の貧困・低所得層に限定し、大多数の一般勤労世帯の場合は有料にするという発想は、この数年来くり返し主張され、福祉サービスの主流として定着しつつある。例えば、国民生活審議会「福祉社会への選択」（八一年九月）では、一般の人々が福祉サービスを受けざるをえないような状況のもとでは、国民は、(1)自分で努力する、(2)市場対価を支払って、サービスを調達する、(3)行政に税金なり拠出金なりを支払ってやってもらうかのいずれかであるとしている。こうした考えは、さきの中央社会福祉審議会意見具申、八二年七月の社会保障長期間問題懇談会「社会保障の将来展望について」（前掲）などに一貫した流れとして定着してきた。

今回のホーム・ヘルパー制度の改正にあたり、厚生省は、老人家庭奉仕員派遣事業運営要綱、身体障害者家庭奉仕員派遣事業運営要綱の改定をおこない、八二年九月八日付社会局長名で、都道府県知事、指定都市市長宛通知し、一〇月一日より実施された。主な改正点は、(1)所得制限を廃止し、「費用負担」制を導入したこと（一時間当たり、被保護世帯〔単給世帯を含む〕および生計中心者所得税非課税世帯〇円、所得税三万円未満世帯二九〇円、同三万円以上世帯五八〇円）、(2)家庭奉仕員の勤務形態は、「原則として常勤」から、「恒常的、臨時的介護需要等を総合的に判断して決する」としたこと、(3)家庭奉仕員の採用時及び定期研修を明文化したことなどである。

しかし、この有料福祉の動きは、費用負担区分による対象者の選別とその分断された対象者間の競合と反目をとおして、福祉サービスにたいする権利意識の希薄化を招来し、ひいては給付水準そのものの低位固定化が懸念される。また、負担額の妥当性は別として、家庭奉仕員の雇用形態の「弾力化」は、利用者との間の金銭（利用料）の授受ということもあり、福祉サービスの重要な構成要素であるサービスの提供者と利用者との信頼関係に動揺を来たしている。そして、実施主体の民間委託化がすすむにつれて、「民間活力」の導入＝行政の補完としてのボランティアの恣意的活用により、公的責任が不明化していくことが予想される。

すでに、家庭奉仕員派遣事業とは別に、受給要件、サービスの内容および量と時間帯等を大幅に緩和した、この制度と同旨の在宅「福祉」サービスが地方自治体に広がりつつあり、それが在宅「福祉」サービスの主流となりうるかのような論議が広がっている。それらは、自治体の発案・主導による第三セクター（供給主体）を土台としたもので、サービスの「料金」、「ボランティア」の「賃金」等をみても、まさに「市場原理」に貫かれている。これらは、すべて福祉サービス管理における「合理化」「効率化」という、一見自明のようで不明な経営理念に依り、それを最善とする主張に立っている。

生活保護等の「適正化」と見直し

不正受給者問題のキャンペーンをとおして、単一制度として社会福祉関連費中最大の比重をもつ生活保護制度運用の「適正化」は、くり返し唱えられてきた。

「第二臨時行政調査会」の最終答申（前掲）では、不正受給防止、長期入院患者の社会復帰の促進、就労促進、レセプト審査の強化による医療扶助の適正化等と並んで、生活扶助基準の設定方式、加算制度など制度の根幹についての見直しを上げている。

こうした指摘を受け、大蔵省は、八三年六月一四日の八四年予算編成にあたっての大臣の記者会見の席で、生活保護費の地方自治体負担を増やす意向を、まず明らかにした。その理由は、現在の財政事情のもとでは、「制度、施策の根源に立ち入り、個人、企業、地方と国の負担の仕分けをきちんとしなければ」ならないとし、「地方負担比率を上げれば、保護世帯の認定がより厳正になることが期待できる」と、国庫負担の削減と「適正化」の推進という一挙両得のねらいを明らかにした。

また、一九日には、保護基準を、個人消費支出や物価動向などを軸にした現行の「消費水準格差縮小方式」から、より低い改定率になる春闘ベースアップなどを指標とした「所得水準方式」へ、改定方式を変更することを八四予算策定へ向け検討する方針を固めた。そして、八月に入り、(1)生活保護の中心になっている生活扶助費を算定する基準を引き下げ、国民一人当たりの消費支出伸び率の実績と同じ水準にとどめる、(2)生活扶助費の伸び率と連動して増やしてきた各種の加算金を固定化するか、または伸び率を大幅に縮めるとの意見を明らかにした。国は、本格的な「最低生活保障」水準の抑制を打ち出したわけで、これを基礎とする各種の社会保障給付水準への影響が、今後予測される。

【参考資料】(1)『週刊社会保障』、(2)『社会保険旬報』、(3)『月刊福祉』、(4)『保育情報』、(5)『朝日新聞』、(6)都職労『ホームヘルプ制度切り捨て反対闘争を進めるための資料』一～四、(7)都議会議会事務局調査資料No14、(8)社会経済国民会議『日本型企业福祉の新展開』

日本労働年鑑 第54集 1984年版

発行 1983年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 ●

2001年8月28日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1984年版(第54集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
